

「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 9月25日

坂 城 町 長

坂城町条例第20号

坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

坂城町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「勤務日の日数」に改め、「（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第8条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「第5条の規定は、法第19条第3項」を「法第19条第6項」に、「について準用する」を「は、職員が法第19条第3項の規定による変更をしたとき」に改め、同条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第11条 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第12条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の坂城町職員の育児休業等に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。